

第3回 京葉地区タクシー事業適正化・活性化協議会 議事概要

平成22年2月19日(金)

10:00~11:30

市川グランドホテル

1. 開 会

2. 議 事

「京葉地区タクシー事業適正化・活性化協議会地域計画(案)」について
事務局より、「京葉地区タクシー事業適正化・活性化協議会地域計画
(案)」について資料説明

- 小林委員
- ・ 8 ページに減車に関して記載しているが、その最後の部分に、「ただし、その際には、タクシー運転者が職を失うことにつながることも留意する必要がある」と記載されている。減車する際には、事業者は絶対に運転労働者の犠牲を出さないことを約束していただきたい。
 - ・ 7 ページの「タクシー運転者の労働条件の悪化の防止、改善・向上について」であるが、ここに、「タクシー運転者の労働条件の一層の悪化を防止し、法定労働条件の遵守はもとより、賃金、労働時間等の労働条件に関し、千葉県全産業男性労働者平均に引き上げることを目標とする」と記載されているがそのとおりである。
 - ・ 協議会で試算する減車により、運転労働者の売上げが伸び賃金も増加されると予想しているが、増えてほしいと思うがこの不景気では試算どおりに売上げ・賃金の増加につながるかとなるとはなはだ疑問である。しかし、減車によって売上げ・賃金が増えたときには、賃率・賃金の引き下げのないように現行協定の賃率を守っていただきたい。
 - ・ 16 ページの乗務員負担制度については、ワーキンググループで議論されたところであるが、タクシーチケット手数料、高速料金等は会社負担が当然であり、運転労働者に負担させないこと。
 - ・ タクシー運転者の労働条件の悪化の防止、改善・向上については、ワーキンググループでも議論されたとおり、安全運転、サービスの向上のために賃上げを含めた労働条件の大幅改善を進めていただきたい。そして、若手労働者が多く集まる

魅力あるタクシー産業にしていきたいと思います。

- 事務局
- ・小林委員のご意見については、現下のタクシー運転者の窮状を訴える極めて重要な意見と認識している。京葉地区のタクシー事業者各位におかれても、本日の地域計画の策定経緯を深くご認識いただき、基本的には労使間の問題ではあるが、行政の立場からも、地域計画に沿った事業の実施に際し、ご配慮いただきたい内容であると考えているので、よろしくお願いしたい。
- 千葉委員
【代理】
- ・2ページの「運転者の労働条件の低下」について、その5行目の「全産業平均」は、その後に「賃金」という言葉を追加した方がわかりやすい。
 - ・また、5行目に「251万円」と記載されているが、同じことを指した7ページの4行目には「252万円」とある。その違いは何か。
- 事務局
- ・記載ミスと思うので、再度確認してから修正させていただく。
- 千葉委員
【代理】
- ・15ページの「総合交通ネットワークの一員としての機能の向上」に「Suica、Pasmo等ICカードの利用可能なタクシーの拡大による他の交通機関との連携」とある。市でも「総合交通」という考え方があり、これを実現していただくとありがたい。
- 藤代委員
【代理】
- ・船橋市では、狭隘な道路が全域にわたっているため、タクシーを利用される高齢者の方が多い。
 - ・また、船橋市では、地域交通活性化協議会を設置して、交通不便地域への対策を、バス事業者、タクシー事業者にも協力をいただきながら協議しているが、当該協議会でアンケートを実施したところ、最寄り駅や大きな病院へのアクセスを希望している方が多く、タクシーを活用した政策が今後大事になると考えている。そういう点では、タクシー事業者の方々にご協力を得ながら事業を進めていきたいと思う。
 - ・また、この地域計画案には数多くの「特定事業」が記載されているが、この特定事業は、各タクシー事業者が絶対実施しなければならないものなのか。また、ある特定事業に偏って実施するとなった場合には、事務局の方で調整したりすることはあるのか。

- 事務局
- ・ 9 ページをご覧くださいと、「特定事業計画に関しては、当該地域計画の作成に係る合意をした協議会の構成員であるタクシー事業者が、単独又は共同して行おうとする特定事業を以下の各項目から積極的になるべく多く選択し、記載された実施期間内に取り組むものとする。」とある。つまり、各事業者が、自己の判断で、できるだけ多くの特定事業を選択し、適正化・活性化に努めることとされているところである。
- 小池委員
- ・ 本地域計画が合意された場合には、京葉支部として、ここに記載された特定事業を積極的に取り組んでいく覚悟でいる。
 - ・ また、福祉という視点で、少子高齢化が進む中で高齢者や要介護者、子供達の移動について、自治体の方々はどのようなお考えを持たれているのか、ご意見を伺いたい。
- 千葉委員
【代理】
- ・ 市民の交通権を考えた場合、交通不便地域の対応としてはコミュニティバスを運行しているが、どれか一つの輸送手段だけということではなく、鉄道やバス、タクシー、自家用車、自転車等の利用を総合的に計画的に考えて取り組んでいきたいと考えているところである。
 - ・ また、現在、国の方で「交通基本法」について検討されているところなので、自治体としてもこの動きを注視するとともに、課題として認識しているところである。
- 武藤委員
- ・ 8 ページの最終行 2 行に「福祉タクシー車両が切り捨てられることにならないようにすることにも配慮する必要がある。」と記載されているが、福祉タクシー車両には大きく分けて、福祉専用車両と福祉兼用車両の 2 種類がある。ここに記載の「福祉タクシー車両」とは、このいずれもであるのご認識いただきたい。先ほどお話しがあったが、この地域は狭隘な道路が多いので、ドアツードアでの移送サービスはタクシーしかないだろうと思う。今後は特に高齢化社会が進む中で、福祉タクシー車両がさらに必要となってくるので、これが切り捨てられることになってはならないと思う。
 - ・ また、意見としてであるが、福祉タクシー車両が現在よりもさらに必要となる中で、こうした車両を増車した場合には基準車両数からその台数分を除くなどの措置をとれば、福祉タクシー車両を増車する事業者も増えてくるのではと思う。
- 山田委員
【代理】
- ・ 労働基準行政の立場としてお話しさせていただくと、タクシー事業については、現状の賃金制度や労働時間制度に少な

らず問題があるのではないかと捉えている。

- ・タクシー労働者の方の最低労働条件を定めている法律として、労働基準法、最低賃金法、自動車運転者の労働時間等の改善のための基準告示があるが、地域計画を実行する上では、こうした法律に抵触することがないようにしていただきたいと考えている。

清水委員
【代理】

- ・鎌ヶ谷市でもコミュニティバスを運行しており、交通不便地域をカバーしているが、福祉輸送という観点では不足している状況にある。そこで、コミュニティバスとタクシーの機能を有効に活用するよう分けて考えれば、お互いの機能が向上するのではないかと考え、内部でも議論をしているところである。なお、現在の福祉政策については、ガソリン代又はタクシー利用券として月1万円前後の補助を行っているところである。
- ・都内では、ランク評価を実施し、さらに実施地域を拡大するようだが、千葉県内において実施する予定はあるのか。

事務局

- ・京葉地区としても、特定事業として「ランク評価制の導入に係る調査の実施」を掲げており、調査の実施に向けて検討することとしている。

千葉委員
【代理】

- ・市川市にもタクシー関係の苦情が入ることがあり、この間もメールにて苦情が入った。内容は、駅に入構しているタクシーの中には、乗車したくないタクシー事業者があるというもの。タクシー業界内部で指導ができるのであれば、指導をお願いしたい。また、今お話のあったランク評価制度や優良乗り場の設置が実現できれば改善が図られると思うので、実施の検討をお願いしたい。

小林委員

- ・一方では、「タクシーにたかるにはどうしたらいいか」というようなインターネットの掲示や本もあるが、どうやって、市民に親しまれるタクシーにするかということも考えていかなければならないと思うので、組合の集会等の機会を捉え話をしたいと思う。

徳田委員

- ・以前市川駅では、乗り場を2ヶ所設け、選択乗車をしていたが、駅前を整備した関係で乗り場が1ヶ所となってしまった。選択乗車が実現できれば、事業者間で競争しサービスが向上するものと考え。乗り場について、自治体の方にもご検討

いただければと思う。

飯村会長 ・ これまでいただいたご意見の中で、修正すべきとされた、2ページの「全産業平均」の後に「賃金」の追加、同ページの「251万円」と7ページ「252万円」の記載内容の違いについては、私が責任を持って対応するので、会長一任としていただいてよろしいか。

全委員 ・ 異議なし。

飯村会長 ・ それでは、本地域計画案を京葉地区タクシー事業適正化・活性化協議会の地域計画として策定の議決をしたいと思うが、委員の皆様のご承認をいただけるか。

全委員 ・ 異議なし。

飯村会長 ・ ただいまの議決をもって、本案を全会一致で京葉地区タクシー事業適正化・活性化協議会の地域計画とする。なお、本日欠席の千葉県総合企画部交通計画課長の加藤岡委員からは、事前にご承認をいただいていることをご報告する。

事務局 ・ 本日議決された地域計画については、法第9条第5項の規定に基づき、近日中に協議会として会長名で、千葉運輸支局及び千葉県タクシー協会のホームページ上で公表する予定である。

飯村会長 ・ 委員の皆様には、大変示唆に富む貴重なご意見、活発な議論を頂き、誠にありがとうございました。本日頂いた修正点については、私の方で責任をもって修正する。本地域計画は本日の議決を経て成立の運びとなったが、この地域計画に基づいて今後は、特に、タクシー事業者の皆様におかれては、特定事業計画を作成、認定を受け実施に移していただくことになるが、本法律及び本地域計画の主旨を十分にご理解の上、地域計画に定められた事業の推進に努めて頂き、千葉県京葉交通圏におけるタクシー事業の適正化、活性化に取り組んで頂きたいと強く思う次第である。また、今後、本協議会の役割は、これらの特定事業計画について進捗の度合いを確認していくという作業になるかと思うので、次回以降の日程については、各特定事業計画の進展などを鑑みながら、また皆様方とご相談させて頂きながら決めていきたいと思う。

3 . 閉 会

【配布資料】

議事次第

委員名簿

配席図

資料 1 京葉地区タクシー事業適正化・活性化協議会地域計画（案）

以 上